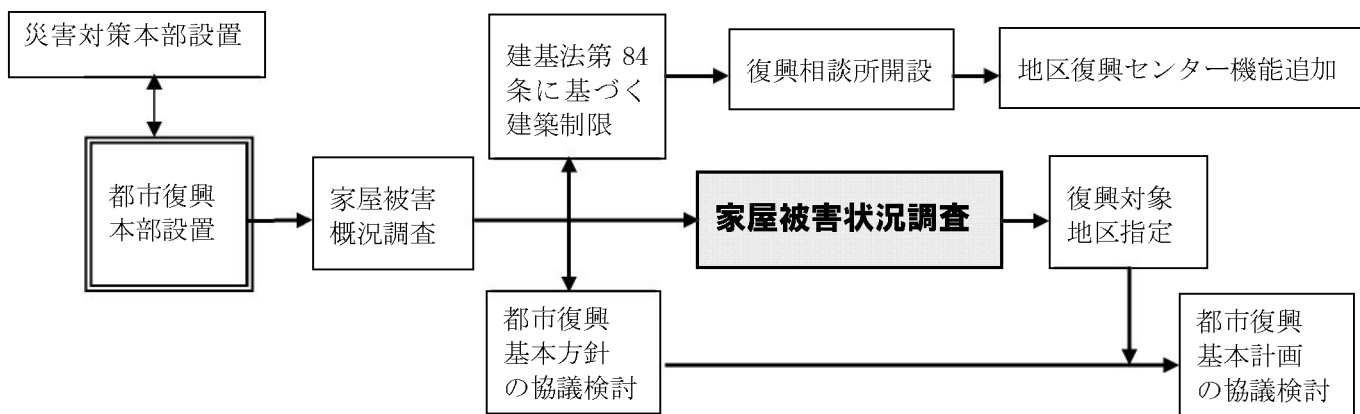


災害発生後
1週間～1か月



III. 都市復興基本計画等の策定

項目名	(1) 被害状況調査の実施	① 家屋被害状況調査【現地調査】	
区	①復興事業を検討する上で必要となる基礎情報を得るため、家屋等の被害状況調査を実施する。 ②調査実施に際して区職員だけでは対応できない場合は、都に応援要請をする。		
都	①区からの要請に伴う調査の応援および他機関等に調査人員派遣の要請を行う。		
具体的行動名	実施時期	手順と方法	所管課等
(1) 現地調査	災害発生後1週間～1か月	①調査対象 被災市街地内の全建物 ただし、以下の建物は除く。 ア) 消防庁情報により、「全半焼」と判断されたもの。 イ) 「建築物の応急危険度判定調査」の調査項目で「全壊」若しくは「半壊」と判断できるもの。 ※上記の建物は、「家屋被害状況調査表」に何により判断したかを明記する。 【No.蘭、例：(消) (応)】	◎都・都市計画課 ○土・災害対策課 ○土・計画課 ○他機関等の応援 他自治体職員 公的機関職員 各学会、大学
	災害発生後1週間～1か月	②調査体制 ア) 区職員 イ) 都の応援 (他自治体職員、公的機関職員の応援等)	
		③調査方法 ア) 構造別「被害状況調書」及び調査区域の住宅地図のコピーを使い調査する。 イ) 調査は2人1組で行い、1組当たり1日140棟程度を目標とする。	
		④調査の実施にあたり、区職員だけでは対応できない場合は、都に応援要請をする。	
		東京都連絡先 東京都 都市整備局市街地建築部建築企画課 TEL03-5388-3344 FAX03-5388-1356	
		④調査用資機材 (各班で準備)	
		最低必要なもの	調書/住宅地図(写)/筆記用具/下げ振り/ヘルメット/コンバックス(携帯用巻尺)
		あった方がよいもの	ガバン/ポケットカメラ/軍手/携帯電話/ナップザック

被害状況調書

災害の種類	震災
	風害
	水害
	火災
	その他

- 本人
 家族()
 隣接者
 状況判断 不在

												地区名				
被災月日		平成 年 月 日			調査月日		平成 年 月 日			災害名						
世帯主氏名				世帯人員	人		住所		電話()							
					避難先		電話()									
店舗等の名称 (代表者名)	()			従業員数	人		店舗等所在地		電話()							
建築物の状況	構造		住 家					非 住 家					事業所の業種名			
	木造	非木造	1戸建て	連戸建て	アパート	マンション	店舗併用	農家漁家	店 舗	事 務 所	倉 庫	車 庫	作 業 所	工 場		
	該当の種別に○															
	平 屋															地下空間の利用形態
	2階建															
	3階以上															
延床面積		m ²			店舗等面積		m ²		地下面積		地下1階		m ²		地下2階	m ²
建物被害の程度		全 壊		大規模半壊			半 壊		一部損壊		な し		不 明			

建物被害詳細		I	II	III	IV	V
屋根	なし	・半分未満の瓦等の ずれ・鬼瓦、平瓦が 数枚落下 (1)	・半分未満の棟瓦の 落下 (3)	・半分以上の棟瓦等 のずれ若しくは落下 (5)	・不陸がみられる (8)	・全て落下・不陸、小 屋根の損傷 (10)
外壁	なし	・一部で亀裂がみられ る (2)	・半分の亀裂 ・一部の剥離、脱落 (4)	・半分以上の亀裂 ・半分の剥離、脱落 (8)	・大半の剥離、脱落 (12)	・全て剥離、脱落 (15)
基礎	なし	・モルタル等に細い亀 裂がある (2)	・RCに亀裂・四隅が 部分的に破損・独立 基礎のずれ・転倒 (5)	・太い亀裂により割れ ている (10)	・上部が移動してずれ ている (15)	・不同沈下、流出、地 割れ等による沈下、基 礎の破壊等 (20)
内壁	なし	・クロスが剥がれ、歪 み、裂け (2)	・一部に亀裂や隙間 がみられる (4)	・半分以上に亀裂や 隙間がみられる・一 部脱落がみられる (8)	・半分以上の脱落 (12)	・全て脱落 (15)
床	なし	・床仕上げ材にずれが みられる (1)	・床と内壁に隙間がみ られる (3)	・一部で不陸がみられ る・一部で土台のず れ (5)	・半分以上で不陸がみ られる・半分以上で土 台のずれ (8)	・全てに不陸がみられ る・大半で土台のず れ (10)
柱	なし	・柱と仕口にずれがあ る (2)	・柱と梁の浮きがはっ きりしている (5)	・一部の柱の割れ (10)	・半分以上の柱の割 れ ・傾斜が1/60~1/20 (15)	・全ての柱の割れ ・四隅の平均の傾斜 が1/20以上 (全)
建具	なし	・開閉が困難 (1)	・一部が開閉不能 ・一部の建具が破損 (3)	・半分以上が開閉不 能 ・半分程度の建具が (5)	・半分以上の建具が 破損 (8)	・全ての建具が破損 (10)
				全 壊…50以上		大規模半壊…49~40
				半 壊…39~20		一部損壊 …19以下

けが人等の状況		土地等の状況		その他要望等	
・死亡(人) ・行方不明(人) ・けが等 (人) (人)					
		調 査 責 任 者		課 名 氏 名 内線	

被害状況調書

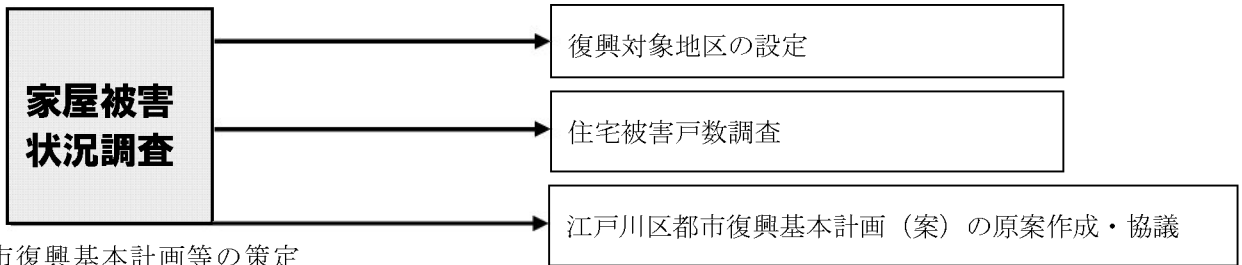
災害の種類	震災
	風害
	水害
	火災
	その他

1. 本人
2. 家族()
3. 隣接者 不在
4. 状況判断 不在

												地区名			
被災月日		平成 年 月 日			調査月日		平成 年 月 日			災害名					
世帯主氏名				世帯人員	人		住所		電話()						
					避難先		電話()								
店舗等の名称 (代表者名)	()			従業員数	人		店舗等所在地		電話()						
建築物の状況	構造		住 家				非 住 家				事業所の業種名				
	非木造	RC・S	1戸建て	連戸建て	アパート	マンション	店舗併用	農家漁家	店 舗	事 務 所	倉 庫	車 庫	作 業 所	工 場	
	該当の種別に○														
	平 屋														地下空間の利用形態
	2階建														
	3階以上														
延床面積		m ²			店舗等面積		m ²		地下面積		地下1階		地下2階		
		m ²					m ²				m ²		m ²		
建物被害の程度		全 壊		大規模半壊		半 壊		一部損壊		な し		不 明			

建物被害詳細		I	II	III	IV	V
柱(耐力壁)基礎共	なし	・RC柱脚コンクリートに亀裂 ・RC壁僅かな亀裂(0.2mm) ・S僅かな座屈変形 (5)	・S柱脚アンカーの伸び ・壁ハッキリした亀裂(1mm) ・S座屈変形 ・外壁仕上部分剥落 (13)	・柱局部座屈変形 ・比較的大きな亀裂(2mm)と僅かな剥落 ・Sプレス破断 ・柱傾斜1/60~1/30 ※柱傾斜(20) (25)	・S局部座屈と中変形 ・RC壁大きな亀裂(2mm超) ・RC剥離鉄筋露出、変形無し (38)	・S柱接合部破断 ・RC壁鉄筋露出、変形、脱落 ・Sアンカー全数ナット破断、基礎破壊 ・柱傾斜が1/30超 (50)
外部仕上雑壁・屋根	なし	・一部で僅かな亀裂 (1)	・各所で亀裂(1mm)と部分的剥離 (3)	・全体に亀裂、仕上剥離 (5)	・全体的に大きな亀裂(5mm) ・仕上剥離、変形 (8)	・全体変形剥落 (10)
床・梁	なし	・僅かな亀裂や剥離 (1)	・ハッキリ見える亀裂(1mm) ・床仕上に著しい損傷 (3)	・RC比較的大きな亀裂(2mm)と僅かな剥落 ・床仕上の大部分損傷 ・S接合部の変形と塗装剥離 (5)	・RC壁大きな亀裂多数・剥落、鉄筋露出 ・RC/S床全体亀裂(5mm)、仕上剥離 ・Sボルト破断 (8)	・RC鉄筋露出・曲がり・破断・変形 ・RC/S床面全体変形、仕上剥落 ・S接合部大きな破断 (10)
内部仕上天井	なし	・壁天井に僅かなずれや隙間 (1)	・内壁天井に隙間 (3)	・タイル剥離 ・天井材浮き (5)	・ボード類の浮き、脱落 ・天井面歪み、不陸 (8)	・全ての仕上材、天井材脱落 (10)
建具	なし	・開閉が困難 (1)	・一部開閉不能 ・一部建具破損 (3)	・半分以上が開閉不能 ・半分程度の建具破損 (5)	・半分以上の建具破損 (8)	・全ての建具破損 (10)
※設備類の被害が著しい場合や付属物(外部階段・広告塔他)に被害があった場合は10点を限度に加算することができる。					全 壊…50以上	大規模半壊…49~40
					半 壊…39~20	一部損壊 …19以下

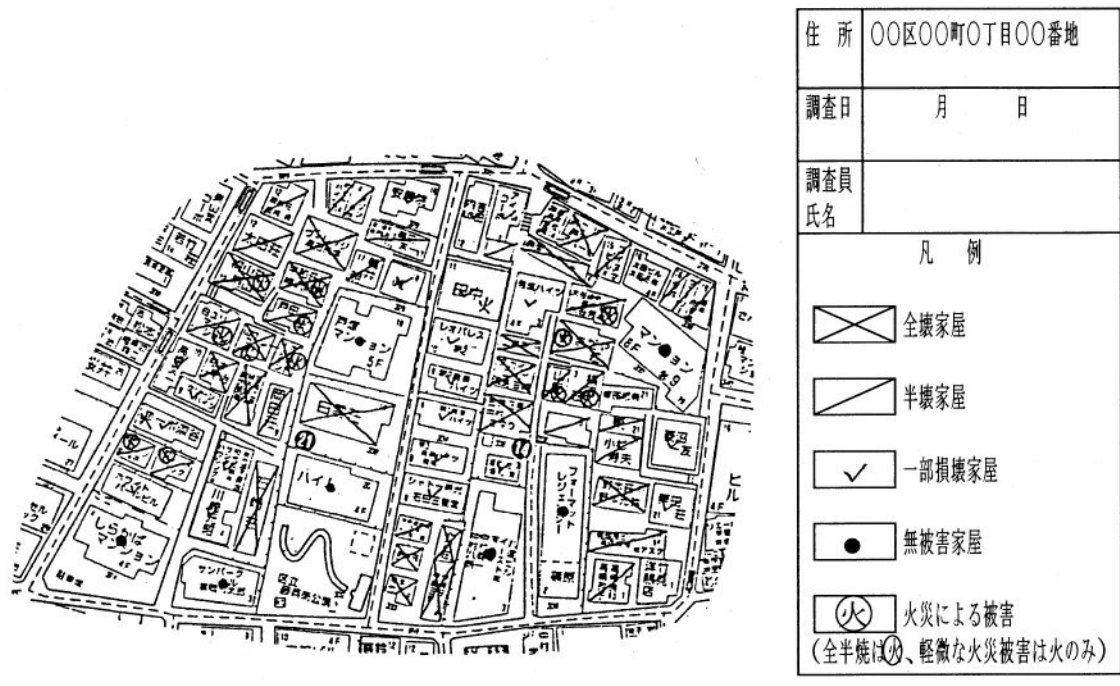
けが人等の状況		土地等の状況		その他要望等	
・死亡(人) ・行方不明(人)					
・けが等 (人)					
(人)					
調 査 責 任 者			課 名 氏 名 内線		



Ⅲ. 都市復興基本計画等の策定

項目名	(1) 被害状況調査の実施	② 家屋被害状況調査【被害状況図等作成】	
区	①調査結果をもとに次の資料を作成する。 ア. 家屋別被害状況原図 イ. 家屋被害台帳 ウ. 街区別被害度分布図 エ. 地区別被害状況図		
都	①区からの要請に伴う調査の応援および他機関等に調査人員派遣の要請を行う。		
具体的行動名	実施時期	手順と方法	所管課等
(1)家屋別被害状況原図の作成	災害発生後1週間～1か月	①「家屋被害状況調査」結果を住宅地図のコピーに赤色のペンで記入する。 〔凡例、作成例については次頁参照〕	◎都・都市計画課 ○他機関等の協力
(2)家屋被害台帳の作成	災害発生後1週間～1か月	①〔家屋被害台帳〕の被害状況欄に、家屋被害状況調査結果を記入する。 〔記入例については家屋被害台帳参照;P12〕	◎都・都市計画課 ○他機関等の協力
(3)街区別被害度分布図の作成	災害発生後1週間～1か月	①街区別被害度分布図は、被害状況表を基にし、各街区の被害度を凡例に従って1/10,000の事務所別白図に記入し作成する。 〔凡例、作成例参照;P32〕	◎都・都市計画課 ○他機関等の協力
(4)地区別被害状況図の作成	災害発生後1週間～1か月	①地区別被害状況図は、街区別被害度分布図を基にして、複数の街区をまとめて1地区とする。(1地区は概ね1ha以上とする) ②凡例に従い、各地区の被害度を1/10,000の事務所別白図に記入し作成する。 〔凡例、作成例参照;P33〕 ③地区別被害状況図は、「復興対策基本図3」となる。	◎都・都市計画課 ○他機関等の協力
留 意 点			関連図書等
①り災証明としての使用可否についての検討 ②応援人員の受け入れ体制の確立（宿泊場所の確保、命令指揮システムのマニュアル化等） ③担当部課の役割分担			

■家屋別被害状況図の作成例



街区別被害度分布図の作成 (1/10,000事務所別白図)

家屋被害状況調査表を基に、街区単位で被害度を整理した「街区別被害度分布図」を1/10,000事務所別白図に作成する。

■街区別被害度分布図の作成例



■被害区分

区 分	判 定 基 準
大被害地区	おおむね被害度80%以上の街区が連担した地区
中被害地区	おおむね被害度50%以上の街区が連担した地区
小被害地区	上記以下の割合で部分的な被害が見られるすべての街区の連担した地区
無被害地区	被害がほとんど見られない地区

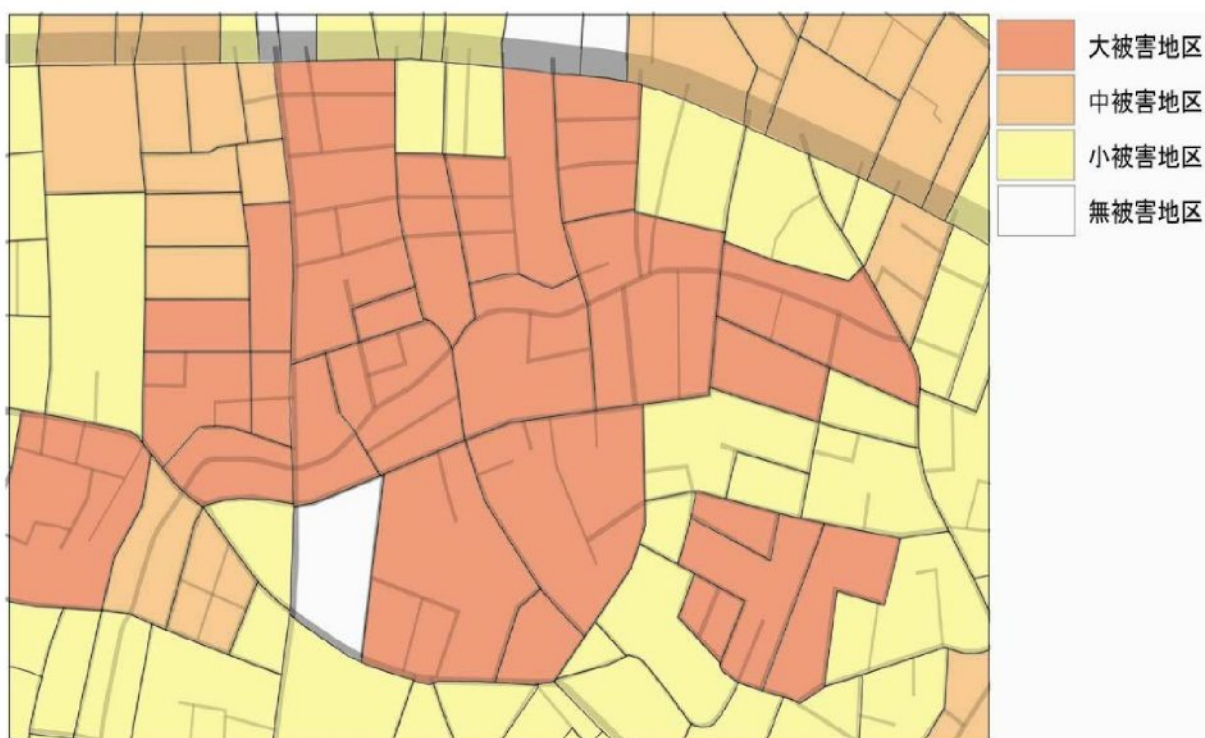
被害度：一定区域（街区又は町丁目）における全家屋棟数に占める全壊家屋と半壊家屋と全半焼家屋を合算した棟数の割合の100分比。

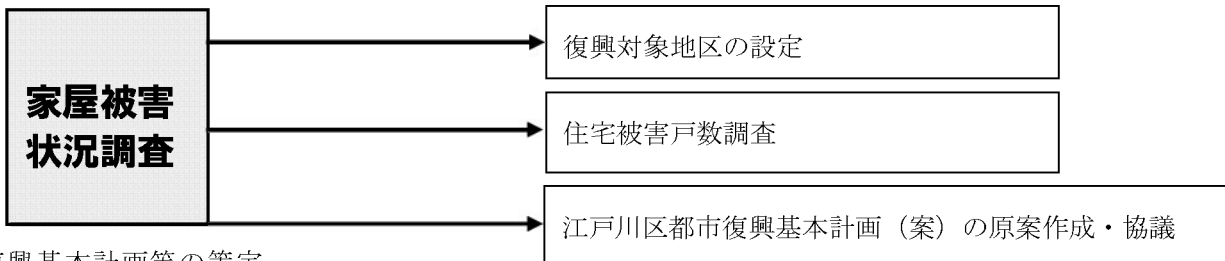
地区別被害状況図の作成（1/10,000事務所別白図）

- a 街区別被害度分布図を基に、①大被害地区、②中被害地区、③小被害地区、④無被害地区の4つの被害状況区分からなる地区別被害状況図を作成する。この地区別被害状況図が、復興対策基本図3となる。
- b 地区設定は複数の街区をまとめた一団の区域として行い、その単位は事業導入を考慮して1ha以上を目安とする。

注）都市再生区画整理事業（被災市街地復興型、推進地域内）は面積要件が無く、市街地再開発事業（第二種）は0.5haであるように、1ha未満でも事業導入は可能である。しかし、まちの復興にあたっては数ha～数十haを一つのまとまりと考える必要があるため、ここでは1ha以上を一つの目安とする。

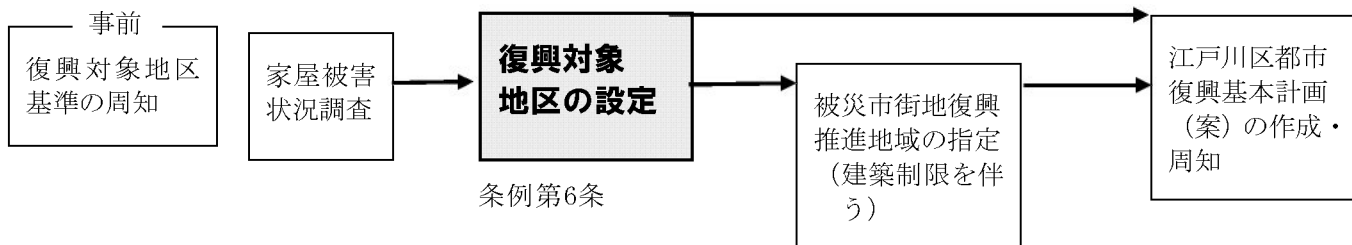
■地区別被害状況図の作成例





Ⅲ. 都市復興基本計画等の策定

項目名	(1) 被害状況調査の実施	③ 家屋被害状況調査【報告及び公表】	
区	①作成した各被害地図及び被害台帳の結果を都に報告する。 ②調査結果を受け、被災市街地の復興計画の検討を進める。		
都	①区市町からのデータをもとに全都の被害地図及び被害台帳を作成し、公表する。		
具体的行動名	実施時期	手順と方法	所管課等
(1) 結果の報告 (都への提出)	災害発生後1週間～1か月	①地区別被害状況図及び家屋被害台帳等作成した結果を都に報告する。 ※通常回線が使用不能の場合は、災害情報システム(D I S)等を利用して、都に報告する。	◎都・都市計画課 ○土・災害対策課
(2) 調査結果の活用	災害発生後1週間～1か月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 東京都は、被害状況調査結果を都市計画地理情報システム(都のGIS等)を活用して集約・整理した結果を、広報紙等を通じて公表する。 </div> ①都および区は、調査結果を受け、被災市街地の復興計画の検討を進める。	◎都・都市計画課
留 意 点			関連図書等



Ⅲ. 都市復興基本計画等の策定

項目名	(1) 被害状況調査の実施	④ 復興対象地区の指定 (条例第6条)	
区	①都と調整のうえ、復興対象地区を指定し周知する。 ②条例に基づく建築行為の事前届出・協議を実施する。		
都	①復興対象地区について、広域的な観点から区と協議し調整を行う。		
具体的行動名	実施時期	手順と方法	所管課等
(1) 条例に基づく復興対象地区の指定	災害発生後1週間～1か月以内	①復興対象地区指定(案)の作成(条例第6条) 事前に作成済みの復興対策基本図1及び同図2と、家屋被害状況調査の結果をまとめた復興対策基本図3から復興対象地区指定(案)を作成し都と協議する。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> 各区市町の復興対象地区指定(案)を都において統合・調整する。 </div> ②復興対象地区指定 都と調整のうえ、復興対象地区を指定する。	◎都・都市計画課(まちづくり部門) ○土・計画課(区画整理部門含)
(2) 復興対象地区の告示及び周知	復興対象地区の指定後	①条例に基づき、復興対象地区の指定告示を行う。 また、都市復興の手順と、それに基づく復興対象地区の指定内容、建築行為の届け出について、避難所での説明、広報等を通じて周知する。	◎都・都市計画課
(3) 条例に基づく建築行為の事前届出及び協議の実施	復興対象地区の指定後で、災害発生後2年以内	①復興対象地区に応じた建築誘導施策を実施する。	◎都・建築指導課 ○都・都市計画課
(4) 復興対象地区の見直し	同上	①都市復興事業の進行状況、住民の動向によっては、復興対象地区指定の見直しを検討する。	◎都・都市計画課
留意点			関連図書等

復興地区区分指定基準（条例第6条、規則第4条）

別表（第4条関係）

重点復興地区	基盤未整備地区であって大被害地区であるもの
復興促進地区	基盤未整備地区であって中被害地区であるもの 基盤整備済地区であって大被害地区又は中被害地区であるもの
復興誘導地区	基盤未整備地区又は基盤整備済地区であって小被害地区であるもの

備考

- 1 「基盤整備済地区」とは、被災前の都市基盤整備状況において、土地区画整理事業、市街地再開発事業若しくは開発許可による住宅地開発事業等により整備された地区又は区長が整備済みと判断した地区をいう。
- 2 「基盤未整備地区」とは、被災前の都市基盤整備状況において、基盤整備済地区に該当しない地区をいう。
- 3 「大被害地区」とは、被害度（一定地域（街区又は町丁目をいう。）における全家屋棟数に占める全壊家屋、半壊家屋、全焼失家屋及び半焼失家屋を合算した棟数の割合の百分比をいう。以下同じ。）がおおむね八十パーセント以上の街区が連担した地区をいう。
- 4 「中被害地区」とは、被害度がおおむね五十パーセント以上の街区が連担した地区をいう。
- 5 「小被害地区」とは、大被害地区又は中被害地区に該当しない地区であって、部分的な被害が見られる街区が連担した地区をいう。
- 6 前3号に規定する被害地区の設定単位は、おおむね1ヘクタール以上を目安とする。

- 各被害地区の面積の単位を、おおむね1ヘクタール以上を目安とするのは、道路ネットワークの段階構成を、幹線道路（500m間隔）、補助幹線道路（250m間隔）、主要生活道路（125m間隔）とした場合のまちづくり計画の際の最小単位であるため。